

第2章

東北農業の現状、
東北農政局の取組状況

第2章

東北農業の現状、東北農政局の取組状況

1 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組

(1) 農地・農業施設の復旧状況

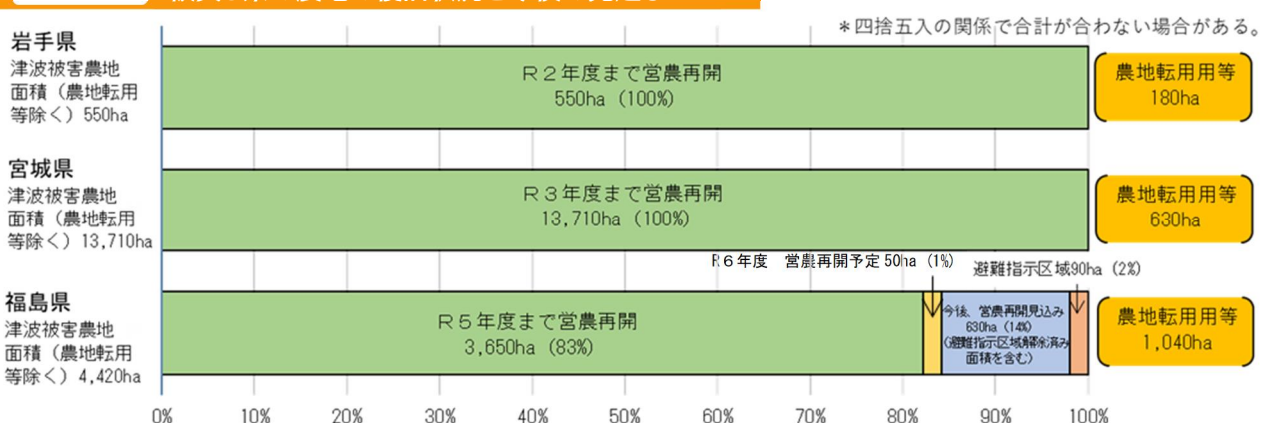
現状

- 平成 23(2011)年 3 月 11 日の東日本大震災発災から 13 年が経過し、様々な復興施策を講じるなかで、被災地の復興は大きく進展しました。
- 地震・津波被災地域では、第 1 期復興・創生期間内（平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度まで）で住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、農林水産業においても、農地・農業用施設等の農林水産関係インフラの復旧はおおむね完了したことから、復興の総仕上げの段階に入っています（図表 2-1、2-2）。
- 福島県の原子力被災地域においては、避難指示解除が進み、帰還困難区域を除く全ての避難指示が解除されました。帰還困難区域では、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域（拠点区域）」を定めることが可能となり、令和 5(2023)年 5 月 1 日の飯舘村を最後に 6 町村で避難指示が解除され、拠点区域外においても、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度が令和 5(2023)年度に創設（令和 5(2023)年度 4 市町村が計画認定）されるなど環境整備が進められています。
- しかしながら、依然として多くの住民が県内外での避難生活を強いられている等、第 2 期復興・創生期間（令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度まで）においても多くの課題があります。原子力災害からの復興・再生に向けては、中長期的な対応が必要であり、諸課題への取組を具体化し、着実に実施していくことが重要です。

図表 2-1 被災3県の農地・農業施設の復旧状況(令和6(2024)年3月末現在)

項目	被害状況 〔被災 状況 岩手 宮城 福島〕	復旧状況 (%)	備考
農地	津波被災農地(農地転用が行われたもの(見込みを含む)を除く) 18,680ha	96% (17,910haで営農再開可能)	・令和5(2023)年度は20haを復旧。 ・一部、大区画化ほ場整備を実施。
排水機場	主要な排水機場 96箇所	100% (復旧完了: 96箇所)	
農地海岸堤防	福島県の未査定3地区を含む 121地区	98% (復旧完了: 118地区)	・未着工地区は、福島県避難指示区域等。

図表 2-2 被災3県の農地の復旧状況と今後の見通し



資料：東北農政局作成

(2) 原子力被災 12 市町村の営農再開状況

現状

- 原子力被災 12 市町村において営農を休止した耕地面積 17,298ha について、令和 7 (2025) 年度の営農再開目標を約 6 割、1 万 ha としています。これに対して、令和 5 (2023) 年度末時点の営農再開面積は、前年度から 584ha 増加し 8,599ha (営農再開率 49.7%) となっています (図表 2-3、2-4)。
- 避難指示解除の時期等により市町村の営農再開の進展に差があり、特に帰還困難区域がある町村では、営農再開はまだこれからという状況です。

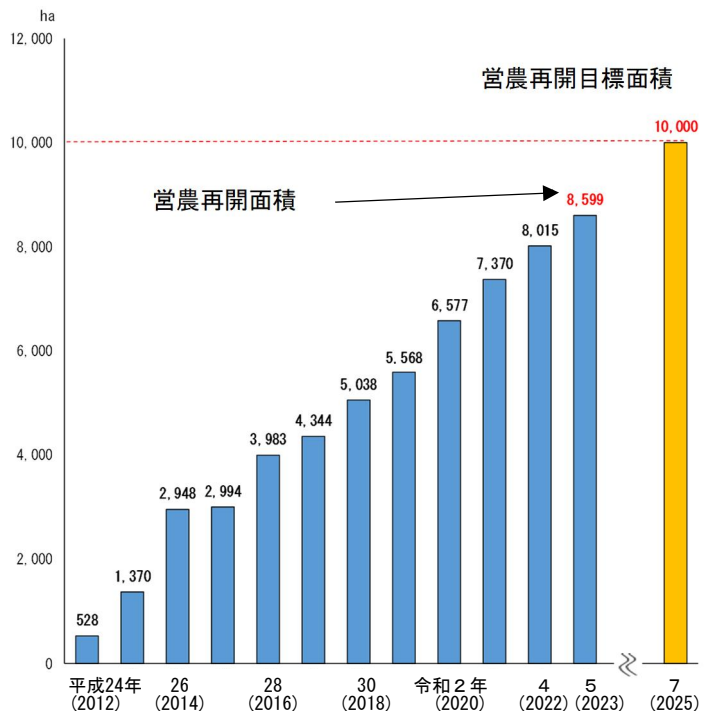
図表 2-3 原子力被災 12 市町村の営農再開状況

市町村名	避難指示解除時期 ①	営農再開の状況		
		休止面積 ② (ha)	再開面積 (R6.3) ③ (ha)	再開割合 ④ (%)
広野町	-	269	230	85.5
田村市	H26.4.1	893	541	60.6
川内村	H26.10.1	605	357	59.0
檜葉町	H27.9.5	585	422	72.1
葛尾村	H28.6.12	398	151	37.9
南相馬市	H28.7.12	7,289	5,038	69.1
川俣町	H29.3.31	375	259	69.1
飯館村	H29.3.31	2,330	760	32.6
浪江町	H29.3.31	2,034	545	26.8
富岡町	H29.4.1	861	253	29.4
大熊町	H31.4.10	936	39	4.2
双葉町	R2.3.4	723	4	0.6
合計		17,298	8,599	49.7

資料：東北農政局作成

- 注 1：①避難指示解除時期は、1 回目の「避難指示区域」の見直しが行われた年月日を記載。
 2：②休止面積は、2010年世界農林業センサスより整理。
 3：③再開面積は、福島県調べ。南相馬市の再開面積は市全域。
 4：④再開割合は、③再開面積÷②休止面積。

図表 2-4 原子力被災 12 市町村の営農再開状況の推移



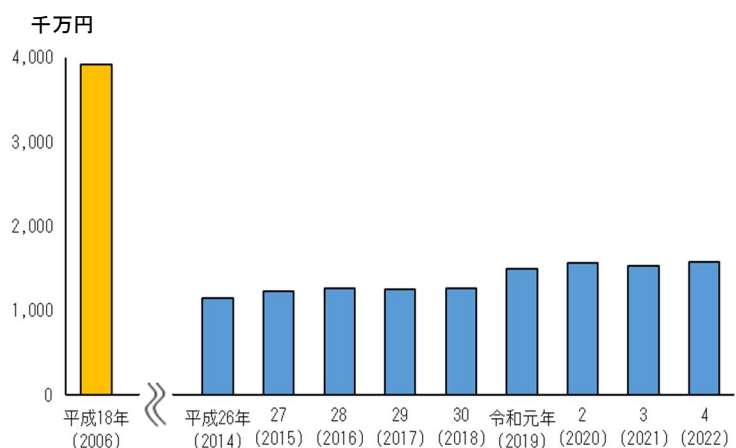
資料：東北農政局作成

注：各年の営農再開面積は、原子力被災12市町村の営農再開面積の合計。

また、原子力被災 12 市町村の農業産出額は、営農再開の進展に伴い回復基調にあるものの、震災前の 4 割程度にとどまっています (図表 2-5)。

営農再開の加速化に向け、改正福島特措法による農地の利用集積を進めつつ、令和 3 (2021) 年度には福島県高付加価値産地展開支援事業を創設し、国産需要の高い加工・業務用野菜等の広域的な産地の創出に向けた拠点整備等を進めています。

図表 2-5 原子力被災 12 市町村の農業算出額の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：農業産出額 (市町村別) は、平成 19 (2007) 年度から平成 25 (2013) 年度まで作成していないことから、震災前の比較対象として、平成 18 (2006) 年度の値を記載。

東北農政局の取組 原子力被災 12 市町村への人的支援

東北農政局では、令和2(2020)年度から原子力被災 12 市町村に農林水産省職員を派遣し、それぞれの市町村の状況に応じた支援を行っています。また、技術職員（農学、農業土木）等からなるサポートチーム（14 名）を富岡町^{とみおかまち}に設置し、派遣職員の活動等を機動的にサポートしています。

図表 2-6 原子力被災 12 市町村における派遣職員の取組

「農業法人参入等に向けた農地マッチングの取組」(福島県大熊町)^{おおくままち}

- ・福島県大熊町^{おおくままち}では、令和4(2022)年3月に「営農再開ビジョン」を策定。ビジョンの具体化に向け本格的な営農再開を開始。
- ・派遣職員は、水利施設等が整わない中、営農再開に向けて水田・畑作を中心に、外部法人の参入を進めるとともに、地権者に対しては営農意向アンケート調査及び座談会、面談による説明を実施。（公財）福島相双復興推進機構^{そうそう}と連携しながら、今後の営農意向や農地貸出等についての同意確認を実施。
- ・担い手に対する支援においては、農地の出し手と受け手のマッチングを円滑に行うため、連なった農地エリアを地図上で示すなど、効率的な営農の実施に向け、担い手への農地集積が可能な営農エリアを設定。設定した営農エリアに基づき、外部法人とともに参入・事業計画、栽培品目等の検討を意見交換しながら調整。
- ・今後、営農再開がこれから本格化する地域等において、さらなる外部法人の誘致や参入法人の規模拡大を支援。



農地図面への書き込み作業の様子

取組事例 小高園芸団地(福島県南相馬市)^{おだかえんげいだんち} ^{みなみそうまし}

南相馬市^{みなみそうまし}では、住民の帰還促進と営農再開を図ることを目的に福島再生加速化交付金(被災地域農業復興総合支援事業)を活用し、令和5(2023)年6月に水稻の育苗や園芸作物の生産施設及び地域で生産される園芸作物の集出荷等を兼ね備えた園芸団地を整備しました。

同団地は、鉄骨ハウス 5 棟、パイプハウス 38 棟、集出荷複合施設 1 棟で構成されており、ふくしま未来農業協同組合が管理運営を担っています。鉄骨ハウスでは水稻の育苗を行い、育苗期間終了後はきゅうりを栽培し、年間を通した鉄骨ハウスの有効活用が図られています。また、パイプハウスではきゅうりの生産を主軸に、スナップエンドウとの周年栽培が行われています。集出荷複合施設では同団地で生産される園芸作物のほか、近隣の農業者等が生産したきゅうりを集荷・選別することで農業者の作業負担の軽減と所得向上が図られています。

当該施設は、雇用の創出、新規就農者等の研修の場としても活用されており、担い手の育成等が期待されています。



水稻育苗の様子



養液栽培のきゅうり



小高園芸団地の全景

(3) 被災地産食品の利用・販売促進に向けた取組

現状

- 農林水産省では、被災地産食品を積極的に消費することによって、産地の活力再生を通じた被災地の復興を応援するため、「食べて応援しよう！」というキャッチフレーズの下、様々な取組を呼びかけています。
- これまでにも生産者や事業者等の努力により放射性物質を低減させる様々な措置がとられており、食品中の放射性物質の基準値に基づいた出荷制限、作付制限等の措置により農畜産物等の安全が確保されてきましたが、被災地産食品の購入をためらう消費者は、現在も一定程度存在しています。そのため、消費者の正しい理解の促進を図ることを目的として、被災地産食品の販売フェアや社内食堂などでもこれらを優先的に利用しようという取組が、呼びかけに応じて広がっています。
- 全国の事業者等が実施しているこの取組をきっかけに、事業者が被災地の生産者を訪れ、生産現場の様子や生産者のこだわり、想いを情報発信することにより、生産者と消費者のココロをつなぐ産直通販等の新たな広がりも見られます。

東北農政局の取組「食べて応援しよう！in^{せんだい}仙台」等の開催

東北農政局では、平成 29(2017)年から岩手県、宮城県及び福島県の農林漁業者及び食品事業者等が、^{せんだい}仙台市で農林水産物や加工食品などを販売するイベント「食べて応援しよう！in^{せんだい}仙台」※を開催してきました。

このイベントは、生産者と消費者が交流することで、消費者の被災地産食品に対する理解を深め、積極的な消費を促すとともに、風評払拭や産地の活力再生を通じた被災地の復興を応援することを目的として行っています。これまでの開催で、延べ 218 の出店と約 4万7千人の来場者があり、生産者と消費者の交流が行われました。

また、職員を対象に、岩手県、宮城県、福島県の農林水産物等の斡旋・販売などにも取り組んでおり、令和 6(2024)年 3 月には、^{せんだい}仙台合同庁舎食堂において大熊町産いちごがメニューの一品として提供されました。このほか、令和 5(2023)年 12 月には、ALPS 処理水海洋放出で風評被害を受けた青森県産ホタテの斡旋・販売にも取り組みました。

東北農政局では、今後も被災地支援に取り組んでいきます。



令和 6(2024)年 3 月に勾当台公園(仙台市)で開催した
「食べて応援しよう！in^{せんだい}仙台2024」の会場ゲート



買い物や飲食を楽しむ来場者の様子

※ 令和 2(2020)年、3(2021)年は、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となり、令和 4(2022)年 7 月に「第 4 回食べて応援しよう！in^{せんだい}仙台」を再開。

令和 6(2024)年 3 月の開催から「食べて応援しよう！in^{せんだい}仙台2024」と、イベント名に開催年を付す表記に変更。